

龍ヶ崎市障がい福祉システム構築及び利用契約に係る公募型プロポーザルの手続開始について  
このことについて、次のとおり参加申し込み及び企画提案を募集する。

令和5年12月28日

龍ヶ崎市長 萩原 勇



1. 業務名

龍ヶ崎市障がい福祉システム構築及び利用契約業務

2. 業務概要

本業務は、障がい福祉業務において使用している障がい福祉システム(以下「本システム」という。)の更新を行うとともに、令和3年9月1日に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」により、令和7年度末までに対応することが義務づけられている、地方公共団体情報システムの標準化にも対応するために、システムの調達を行うものである。

3. 履行期間

契約の日から令和11年12月31日(月)までとする。

4. 参加要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当していないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 龍ヶ崎市契約事務等に関する規程(平成6年龍ヶ崎市告示第7号。以下「規程」という。)第11条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (4) 規程第37条若しくは第38条又は龍ヶ崎市建設工事等に係る暴力団の排除対策措置要綱(平成20年龍ヶ崎市告示第17号)第3条第2項の規定による指名停止の期間内でないこと。
- (5) 国税(法人税、消費税及び地方消費税)及び市税(法人市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税)の未納税額がないこと。ただし、市税については、事業所が市内にある場合に限るものとする。
- (6) プライバシーマーク相当以上の個人情報保護認証資格を取得していること。
- (7) 龍ヶ崎市暴力団排除条例(平成23年6月24日条例第23号)第2条第1号から第3号までの規定に該当しないこと。
- (8) 平成30年度から令和5年度中に、龍ヶ崎市障がい福祉システム構築及び利用契約要求仕様書(別紙1)に示す障がい福祉システムを国または地方公共団体から受注した実績を有すること。
- (9) 「龍ヶ崎市障がい福祉システム機能要件一覧表(別紙2)」における必須である機能とする重要度区分◎の対応欄に「×」がないこと。
- (10) ハードウェア、ソフトウェア共に障害等が発生した場合には2時間以内に保守・サポート対応に着手できる体制を有すること。

参加申込、提出期限及び提出先等の諸手続については、「龍ヶ崎市障がい福祉システム構築及び利用契約に係る公募型プロポーザル実施要領」を参照すること。

5. 担当・連絡先

龍ヶ崎市福祉部障がい福祉課(担当:葉勢森)  
〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地  
電話 0297-64-1111(内線269)  
メールアドレス syakai@city.ryugasaki.lg.jp